

事務連絡  
令和6年3月13日

重度訪問介護事業所管理者 殿

西東京市 健康福祉部  
障害福祉課課長 海老澤 功  
(公印省略)

### 重度訪問介護における同行支援について

障害者総合支援法の制度改正により、平成30年4月より重度訪問介護における同行支援が創設されました。同行支援とは、新任従業者であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないように、熟練従業者が同行してサービス提供を行うものです。

#### 1 制度概要

##### (1) 対象となる利用者

障害支援区分6の重度訪問介護利用者

※2人の従業者により重度訪問介護を行うことを、利用者から同意を得ること。

##### (2) 新任従業者

重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者

- ① 利用者への支援が、1年未満となることが見込まれる者及び採用から6ヶ月を経過した従業者は除く。
- ② 事故等のやむを得ない理由により一時的に業務に従事できない期間がある場合は6ヶ月を超えて本取り扱いの対象とできる場合がある。

##### (3) 熟練従業者

当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者

- ① 当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある者。

##### (4) 時間数

新任従業者ごとに120時間

- ① 新任従業者が複数の利用者支援を行う場合、同行支援合計時間が120時間を超えることは認められません。

- ② 熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はありません。

#### (5) 人数

1人の利用者につき、年間3人までの新任従業者について算定可能です。

- ① 「年間」とは「1人目の新任従業者に同行支援を開始した月から12ヶ月間」のことを言います。
- ② 原則、新任従業者の入れ替えはできません。ただし、利用者の状況や新任従業者が急遽退職になった場合等、従業者の従事状況等の理由により、必要と見と認められる場合には、この限りではありません。
- ③ 原則、1人の利用者につき年間3人までとなりますが、従業者の従事状況等の理由により、必要と認められる場合には、この限りではありません。

#### (6) 受給者証記載

障害福祉サービス受給者証の、特記事項欄に「同行支援可○人、○○時間○○分」と記載します。

#### (7) 報酬算定

新任従業者と熟練従業者が2人で支援を行うことについて、2人分の時間数の算定が可能です。

- ① 報酬はそれぞれ所定単位数の85/100となります。
- ② 新任従業者と熟練従業者がそれぞれ異なる事業所の場合、それぞれの事業所から同行支援として2人分の請求ができますが、報酬はそれぞれ所定単位数の85/100となります。

### 2 西東京市への提出書類について

- ・同行支援計画書（同行支援を開始する月の前月10日までに提出のこと）  
新規従業者の氏名や採用年月日のほか、熟練従業者の氏名、同行支援を行う時間数（予定）などを記載し、必ず利用者の承諾を得てください。
- ・同行支援計画書（別紙）（同行支援計画書と同時に提出のこと）  
新任従業者のヘルパー経歴等について記載してください（用紙1枚に3人分の欄を設けています。）熟練従業者による当該利用者へのサービス提供実績についても記載してください。  
直近3ヶ月にサービス提供をしていない場合は、熟練従業者の要件を十分に満たしている根拠が他にある場合は、そのことがわかるように記載してください。
- ・同行支援実績報告書（同行支援を終了した翌月10日までに提出のこと）  
月ごとの同行支援実績を記載してください。

### 3 利用手順

- (1) 事業者は、新任従業員のサービス提供にあたり重度訪問介護における同行支援のサービス提供体制を検討する。
- (2) 西東京市へ相談後、同行支援を行う熟練従業員のスケジュールを調整する。
- (3) 「同行支援計画書」及び「同行支援計画書（別紙）」を作成して利用者から承諾を得る。
- (4) 「同行支援計画書」及び「同行支援計画書（別紙）」を西東京市へ提出する。その際、ひと月あたりの同行支援の時間数を想定し、支給量を超える恐れがある場合は、あらかじめ西東京市に相談する。
- (5) 西東京市は、審査後、同行支援について記載した受給者証を交付する。
- (6) 障害福祉サービス受給者証を確認のうえ、事業者は、同行支援を実施する。
- (7) 予定した同行支援が終了したら、「同行支援実績報告書」を作成し、西東京市へ提出する。

### 4 その他

- ・新任従業員を追加で採用した場合や、従業員の急な退職等あった場合には、その都度、必要書類を提出してください。※書類提出前に、下記担当までご連絡をお願いします。
- ・明らかに特別なコミュニケーション技術を要する利用者ため、同行支援の必要性が認められる場合には、あらかじめ支給決定できる場合があります。
- ・新任従業員と熟練従業員が異なる重度訪問介護事業所に従事する場合、それぞれの重度訪問介護事業所から、同行支援として請求できます。その場合は、熟練ヘルパーを派遣する事業所が上記提出書類を作成してください。

### 5 提出先及び問合せ先

〒188-8666  
東京都西東京市南町 5-6-13 田無庁舎 1 階  
健康福祉部障害福祉課 障害者相談係  
TEL : 042-420-2805